

北九州市障害者及び障害児に係る指定サービス事業者等の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定サービス事業者等」という。）の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

(業務管理体制の届出)

第2条 障害者総合支援法第51条の2第2項及び第51条の3第2項の規定による届出は、障害者総合支援法施行規則第34の28第1項及び第34条の62第1項に掲げる事項について第1号様式により行うものとする。

2 児童福祉法第21条の5の26第2項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第2項の規定による届出は、児童福祉法施行規則第18条の38第1項、第25条の23の2第1項及び第25条の26の9第1項に掲げる事項について第2号様式により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 障害者総合支援法第51条の2第3項及び第51条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出は、障害者総合支援法施行規則第34の28第2項及び第34条の62第2項に掲げる事項について第3号様式により行うものとする。

2 児童福祉法第21条の5の26第3項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、児童福祉法施行規則第18条の38第2項、第25条の23の2第2項及び第25条の26の9第2項に掲げる事項について第4号様式により行うものとする。

3 指定サービス事業者等の指定に係る事項の変更の届出先と、前二項に規定する変更の届出先がいずれも北九州市であり、指定サービス事業者等から指定届出事項変更手続に関する規定に基づき、主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名に係る変更届出を受けたことにより、業務管理体制整備届出事項変更手続における同事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、変更の届出又は届出書の記載を要しないものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 障害者総合支援法第51条の2第4項及び第51条の3第4項の規定による届出は、障害者総合支援法施行規則第34の28第3項及び第34条の62第3項に掲げる事項

について第1号様式により行うものとする。

- 2 児童福祉法第21条の5の2第6第4項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第4項の規定による届出は、児童福祉法施行規則第18条の38第3項、第25条の23の2第3項及び第25条の26の9第3項に掲げる事項について第2号様式により行うものとする。

（関係機関への情報提供）

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国、都道府県及び市町村に対して、情報を提供することができる。

（実施細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、指定サービス事業者等の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

付則

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月17日から施行する。